

令和4年2月

お客さま各位

八幡信用金庫

「未利用口座管理手数料」新設のお知らせ

当金庫では、長期間ご利用のない口座が犯罪で不正利用されることの防止およびサービス維持向上の観点から、令和4年4月1日以降に新規開設いただく普通預金口座、総合口座および貯蓄預金口座を対象として下記のとおり「未利用口座管理手数料」を新設いたします。

当該手数料は、未利用となった預金口座に対して適用させていただくものであり、日頃から入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの口座が対象となることはありません。

今後も一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の新設

対象口座	以下の①～⑤のすべてを満たす預金口座 ①令和4年4月1日以降に新規開設された普通預金口座(無利息型を含む)、総合口座および貯蓄預金口座であること ②最後のお預入れまたは払戻し(該当預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としは除きます)から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い預金口座であること ③該当の預金口座の残高が1万円未満であること ④当金庫(本支店を含みます)で他に定期性預金・投資信託・国債等のお取引が無いこと ⑤当金庫(本支店を含みます)でお借入が無いこと
手数料	年間1,320円(税込)
手続きの流れ	・未利用口座管理手数料の対象口座となった場合、事前に文書にて届出の住所に「ご案内」を郵送いたします。なお、「ご案内」が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 ・ご案内後、一定期間経過後もお取引が無い場合、未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としいたします。

	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった場合は、下記のとおり当該口座を解約させていただきます。 ・引き落としした未利用口座管理手数料は返却いたしません。
自動解約	<ul style="list-style-type: none"> ・口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高（解約利息を含みます）をもって未利用口座管理手数料の一部としていただき、当該口座を自動的に解約させていただきます。なお、口座残高以上のご負担はございません。 ・解約させていただいた口座の再利用およびキャッシュカードのご利用はできません。

2. 預金規定の改定

(1) 改定内容

未利用口座管理手数料の導入に伴い、「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定（個人用・法人用）」、「貯蓄預金規定（個人限定）」および「総合口座取引規定」について以下の条項を追加します。

【手数料等】

(1) 未利用口座管理手数料

- ①令和4年4月1日以降に開設した預金口座は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、利息決算以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合は、未利用口座となります。
- ②未利用口座には、店頭備え付け「各種手数料のご案内」記載の未利用口座管理手数料をいただきます。
- ③この預金口座が未利用口座になった場合は、この預金口座から未利用口座管理手数料を払戻請求書等によらず引き落とします。
- ④前3号で引き落としした未利用口座管理手数料は、返却しません。
- ⑤この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知を行わない場合があります。
- ⑥解約された口座の再利用はできません。

(2) この預金口座の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合、当該手数料はこの預金口座から払戻請求書等によらず引き落とします。

(2) 改定日

令和4年4月1日

以上